

社会福祉法人 幸洋福祉会

代表者 : 理事長 中島 洋二
所在地 : 下松市大字来巻 944-1
事業内容 : 社会福祉事業
労働者 : 116名 (うち有期雇用労働者 56人)
男 30人、女 86人



平成30年に1回目のくるみん認定を受けており、今回の認定で2回目となります。

又、令和3年2月にえるぼし認定 2段階目（雇用の分野での女性の活躍状況が優良な企業を認定する制度）、令和3年6月にユースエール認定（若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な企業を認定する制度）も受けています。

1 一般事業主行動計画の期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日

2 目標

- (1) 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成、配布し、制度の周知を図る。
- (2) 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。
- (3) 子どもを育てる職員が利用できる保育所を確保し、職員へ周知を図る。
- (4) 所定外労働を削減するため、フレックスタイム制が適用される対象職員を拡大する。
- (5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験の機会を提供する。

3 対策と実施状況

- (1) 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを令和2年10月の主任会議で各室責任者に配布し、各室責任者を通して全職員に配布し、制度の周知を行った。
- (2) 相談窓口担当者を決定し、令和2年8月26日付けで「相談窓口のご案内」を掲示した。
- (3) 企業主導型保育所と連携協定を締結し4つの保育所を確保した。令和2年4月1日付けで「業務指針書」に記載し、全職員に配布した。
- (4) 平成30年4月1日に就業規則を改定し、フレックスタイム制が適用される対象職員を、事務室・相談室・調理室の職員まで拡大した。
- (5) 福祉人材センターや山口県インターンシップ推進協議会のインターンシップの受入を受諾し、受入れ体制を整えた。計画期間中に3名のインターンシップの受入れを行った。

4 トピックス

- (1) 小学校就学の始期まで育児のための所定外労働の制限及び育児のための短時間勤務制度を利用可。

○認定事業主にインタビュー

<<事業主の声>>

これまで複数名の職員が育児休業を取得し、仕事と家庭の両立を図ってまいりました。これも、役職者をはじめ職員の理解が広がってきた結果であると思っております。それと同時に、妊娠中の女性職員の母性健康管理について職員へ周知を図ったり、妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置したりと、子育てサポートに関する労働環境改善についての様々な取り組みをすることによって、職員の誰もがそれぞれの立場でしっかりと能力を発揮し、次々と新たなことに取り組むことができる環境を整えることができました。

この先、我が国の少子化問題がさらに深刻さを増すことが予想される中、育児制度が利用しやすい職場環境づくりのため、男性職員の育児休業取得も推奨し、時間外労働の削減に努めてまいります。

<<育児休業を取得した女性職員の声>>

私は次女が1歳の時にパート職員として入社しましたが、子どもが体調不良の時には休みや勤務時間に配慮して頂き、とても働きやすい環境だと感じています。

また、第3子出産時には産休・育休を取得し、復職後には正職員への任用替えもして頂きました。

仕事と育児の両立が可能となり、スキルアップを目指すことに繋がっています。

この度の2回目の「くるみん認定」を受け、今後も多くの女性職員が継続していきいきと働くことが出来る職場を目指していけたらと思います。